

見積合わせ(オープン)

| | |
|---------|--|
| 対象区分 | 印刷 |
| 参加資格 | 該当する業種の市内業者及び準市内業者 |
| 年度 | 2024年度 |
| 契約形態 | 見積合わせ |
| 通知日 | 令和7年1月16日(木) |
| 品名 | 「水道水ができるまで」パンフレット |
| 数量 | 5,000部 |
| 規格 | 仕様書のとおり |
| 納入場所 | 岡山市北区鹿田町二丁目1番1号 |
| 納入期限 | 令和7年3月7日(金) |
| 見積書提出期間 | 令和7年1月16日(木) 9時00分 から 令和7年1月22日(水) 13時00分 まで |
| 見積書提出方法 | 電子入札システムにより行うこと。 ※別紙「電子入札システムによる見積書提出について」を参照のこと。 |
| 支払条件 | 物品納入後とし、請求書を受理した日から30日以内とする。 |
| 納入方法 | 主管課担当者の指示に従うこと。 |
| 開札場所 | 岡山市北区鹿田町二丁目1番1号 岡山市水道局総務部管財課契約係(2階) |
| 特記事項 | |

電子入札システムによる見積書提出について

見積書の提出は、岡山県電子入札共同利用推進協議会が運営する岡山県電子入札共同利用システム(以下「電子入札システム」という。)により行っていただきます。

見積書受付締切日時までに、電子入札システムで 사용할 ことができる電子入札コアシステムに対応した認証局が発行するICカード、又はID／パスワードを取得し、電子入札システムの岡山市への利用者登録を完了しておいてください。

1 見積書の提出について

電子入札システムによる見積書提出に当たり、次の事項に留意してください。

- (1) システムを利用できる時間は、年末年始(12月29日から1月3日)を除く午前8時から午後9時までとなっております。
- (2) 仕様書をよく確認し、適正な積算を行った上で契約希望金額を決定してください。
- (3) 落札決定に当たっては、見積書に登録された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入してください。
- (4) 見積合せ参加者は、電子入札システムに案件登録された対象業務の見積書受付開始日時から見積書受付締切日時までの間に、ICカード又はID／パスワードを使用して電子入札システムにより見積金額の登録を行うことにより見積書を提出してください。
- (5) 落札となるべき同価格の見積書を提出した者が2人以上あるときは、電子くじにより落札者を決定します。見積合せ参加者は、上記見積金額の登録にあわせて、くじ番号欄に任意の3桁の数字を入力してください。
- (6) 提出した見積書は、訂正、引換え又は撤回することはできません。見積金額の登録に当たっては、誤りのないよう十分に注意してください。
- (7) 特に必要があると認める場合を除き、見積書提出後の辞退は認めません。
- (8) 見積合せ回数は2回とします。(1回目の見積合せの結果、許容価格に達しなかった場合に、2回目を行います。詳細は別紙「再見積もりの実施について(お知らせ)」をご確認ください。)

再見積の実施について（お知らせ）

1回目の見積合せで有効な見積書を提出した方がない
(許容価格の範囲内で見積書を提出した方がない) 場合は、
2回目の見積合せ(再見積)を行います。

- 再見積案件の有無については、電子入札システム「少額物品・受注者用」画面の「調達案件一覧」でご確認ください。
 - 再見積に参加できる方は、1回目の見積合せ参加者に限ります。
 - 再見積をする場合は、1回目の見積の開札日の午後4時までを見積受付時間とし、同日午後4時から開札を行います。
 - 再見積で見積金額の登録を行わなかったときは、「棄権」となります。また、「再見積書提出」画面から「辞退」を登録すると、「辞退」となります。
- ※ 再見積の流れ、操作などは、「岡山県電子入札共同利用システムポータルサイト→操作マニュアル」（水道局ホームページ内 事業者の方へ→契約・入札関係→電子入札→岡山県電子入札共同利用システムポータルサイト→操作マニュアル）をご覧ください。